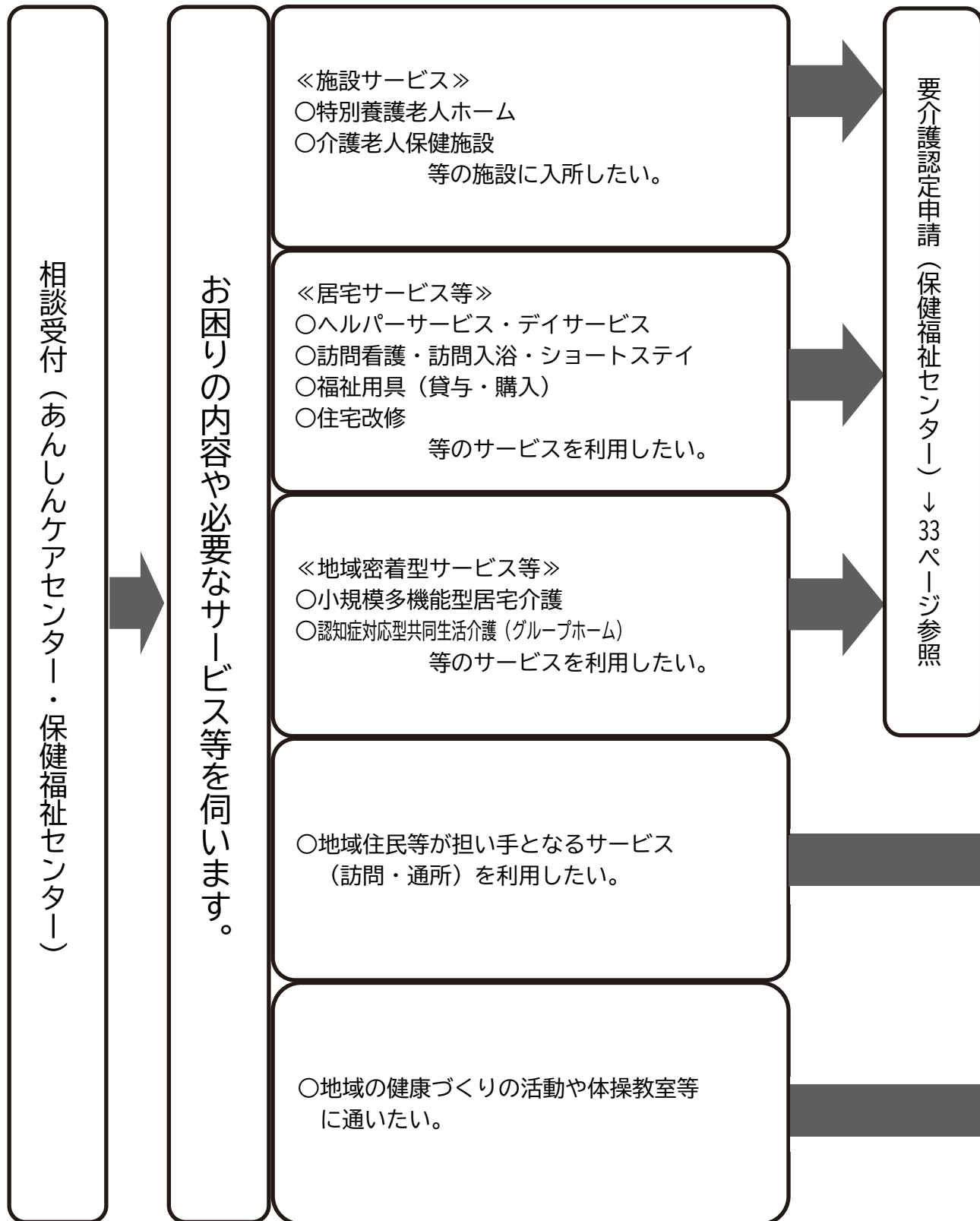
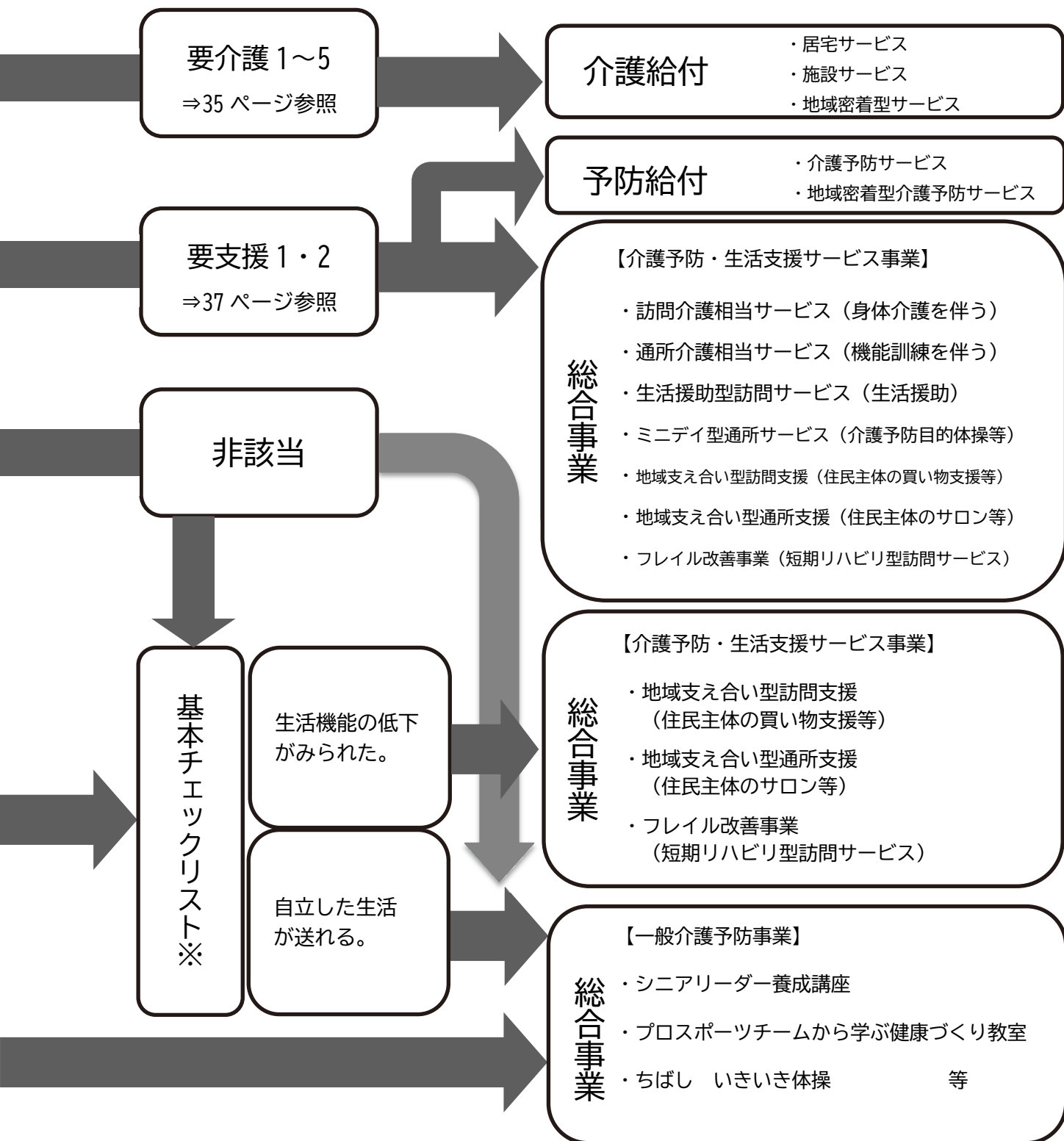


第4章 介護保険

●介護保険サービス利用までの流れ

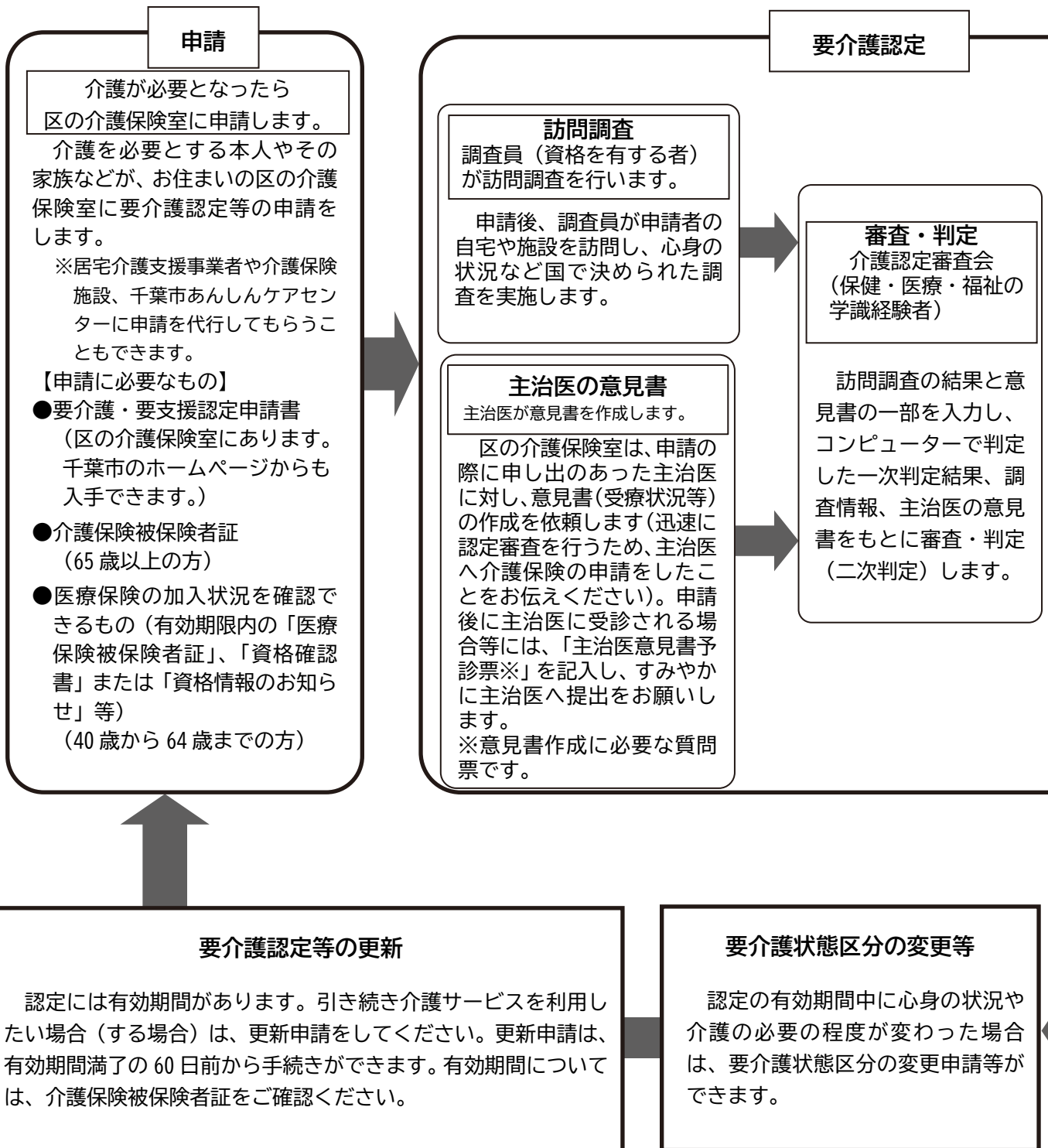




※基本チェックリストの実施については、あんしんケアセンターにご相談ください。

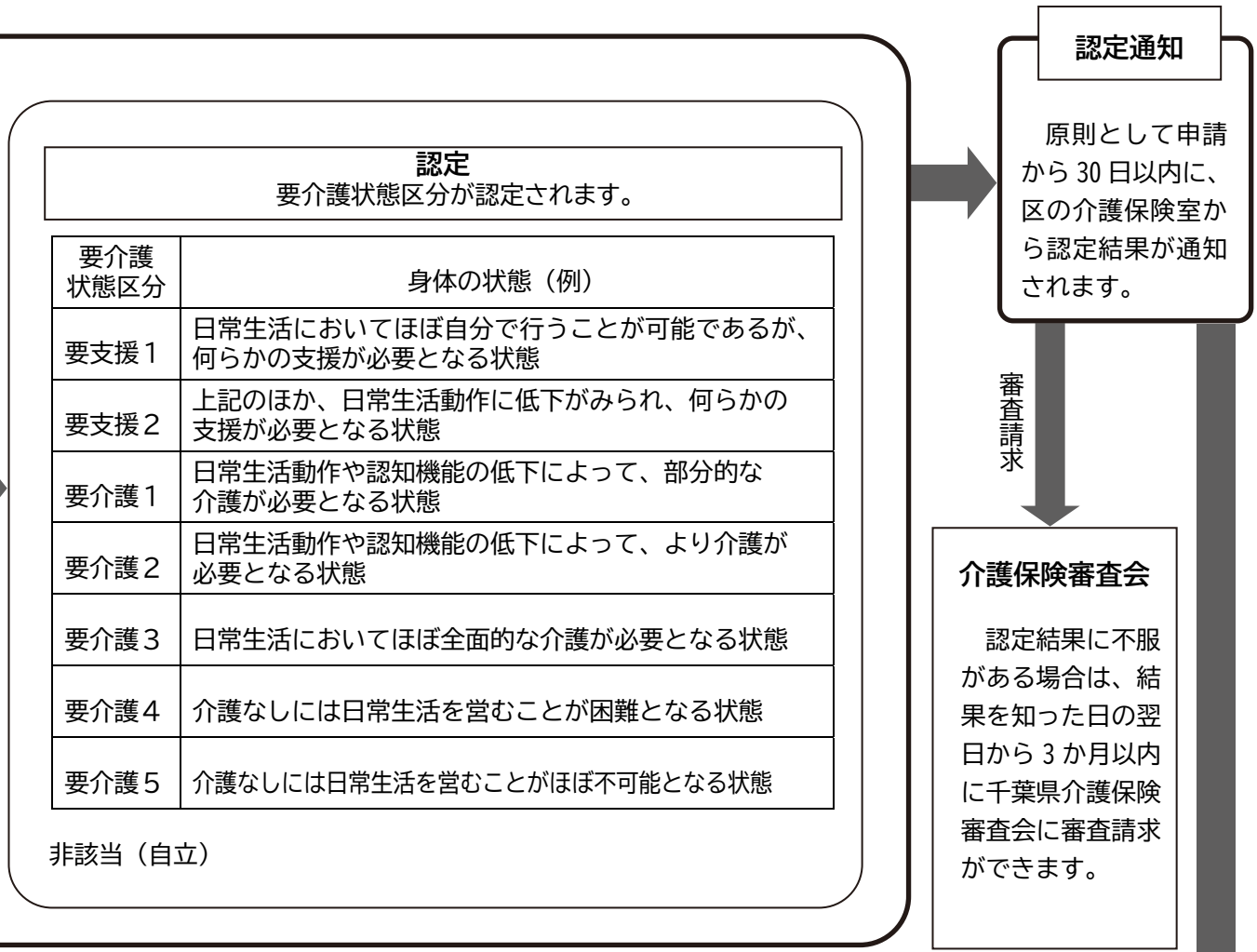
●介護サービスを利用するには（申請手続きと認定について）

介護サービスを利用するには、申請を行い、認定を受ける必要があります。
要介護認定等の申請は、お住まいの区の介護保険室で受け付けています。



●介護保険のお問い合わせは各区の介護保険室まで

中央区介護保険室 221-2198 若葉区介護保険室 233-8264
 花見川区介護保険室 275-6401 緑区介護保険室 292-9491
 稲毛区介護保険室 284-6242 美浜区介護保険室 270-4073
 市役所介護保険管理課 245-5061（保険料・給付等）、245-5206（認定関係）
 245-5064（その他制度全般）



※新規の要介護認定や要介護状態区分の変更は、申請日までさかのぼって認定されます。
 ただし、現在の要介護状態区分及び認定結果により、認定日から有効となる場合もあります。

※千葉市で要介護認定を受けた方が他の市町村に転出する際、引き続き介護サービスの利用を希望される場合は、区の市民総合窓口課で交付する「受給資格証明書」を添えて、転入先の市町村に、転入した日から14日以内に要介護・要支援認定を申請することにより、継続して認定を受ける（有効期間は原則として6か月）ことができます。

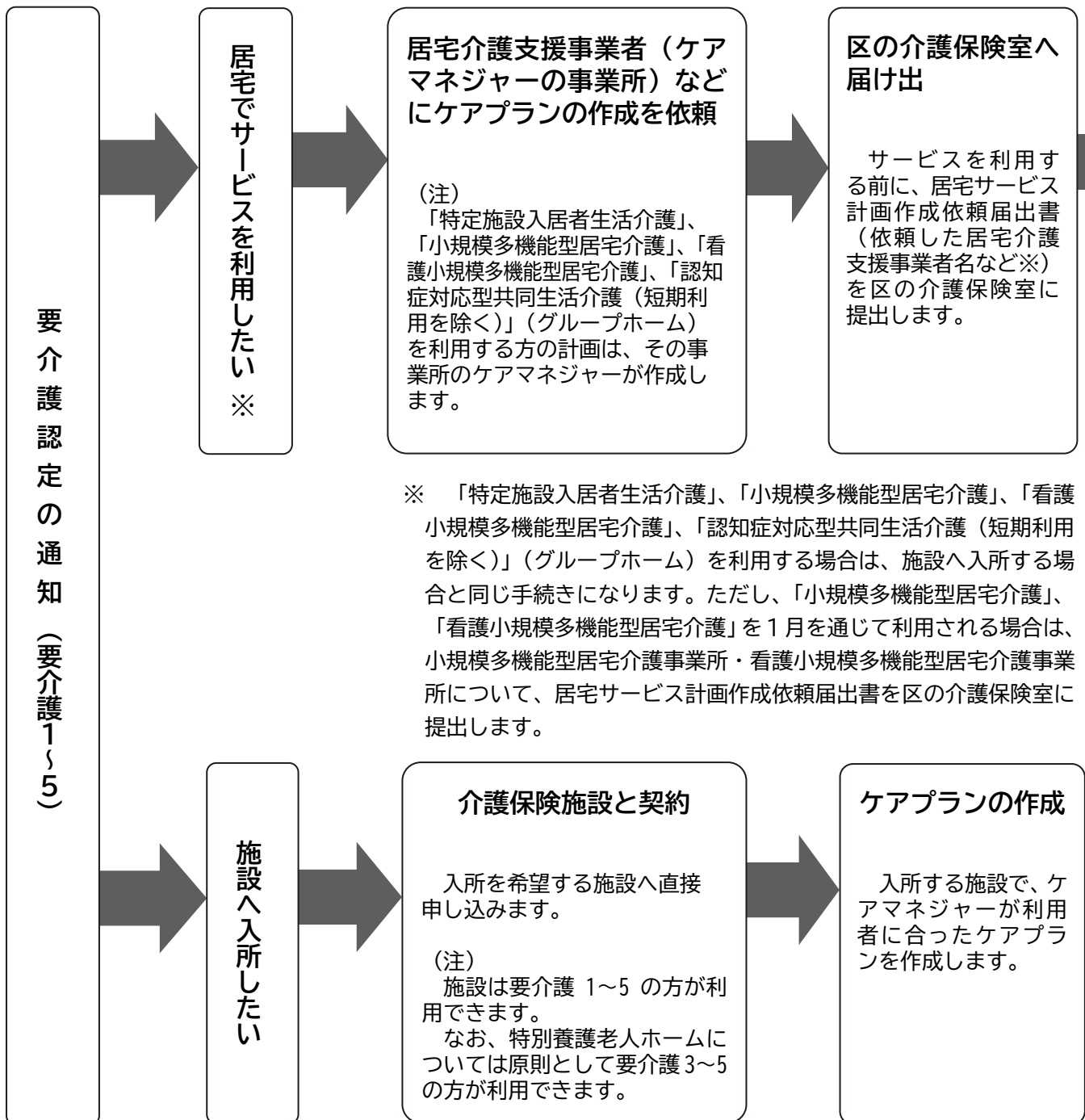
●要介護1～5と認定された方は（サービス利用開始までの手続き）

「要介護1～5」と認定された方は、居宅サービス、施設サービスなどを利用することができます。

サービスを利用する前に、居宅介護支援事業者などに依頼し、利用したいサービスの内容を具体的に盛り込んだ居宅サービス計画、施設サービス計画（ケアプラン）を作成してください（ケアプランは、本人が作成することもできます）。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護や支援を必要とする方からの相談を受け、ご本人の心身状態に応じた介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成したりサービス事業者などと連絡・調整したりする介護保険の専門家です。



※ 「特定施設入居者生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）」（グループホーム）を利用する場合は、施設へ入所する場合と同じ手続きになります。ただし、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」を1月を通じて利用される場合は、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所について、居宅サービス計画作成依頼届出書を区の介護保険室に提出します。

「要介護3」と認定された方のケアプランの例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
		または通所 リハビリ			または通所 リハビリ		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
短期入所		福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス					

ケアプランの作成

(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

①ケアプランの原案を作成

作成を依頼された事業所のケアマネジャーは、利用者や家族の状態、要望などを把握し、ケアプランの原案を作ります。

②サービス担当者会議

ケアマネジャーは、利用者や家族、サービス事業者などと連絡・調整して、原案についての検討を行います。

③ケアプランを作成

ケアマネジャーは、サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作成し、利用者や家族の同意を得ます。

サービス事業者と契約

訪問介護などのサービス事業者と契約します。

サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービス情報の公表

利用者が、介護サービス事業者の情報(概要、体制、利用料金、サービス、内容)を比較検討し、自分に合った事業者選びができるように、公表しています。

厚生労働省ホームページ：[介護サービス情報公表システム](#) [検索](#)

.....

サービス事業者の情報

市では、利用者の方が事業者を選ぶ際の参考とするために下記の冊子を作成(監修)し、市の介護保険事業課及び区の介護保険室窓口で配布しています。

●ハートページ(介護保険サービス事業者ガイドブック)(年1回発行・千葉市監修)

インターネットでも調べられます。

発行者ホームページ：[ハートページ](#) [検索](#)

.....

【事業所に関するお問い合わせ先】

介護保険事業課	施設支援班	245-5256
	事業所支援班	245-5062
	企画指導班	245-5068

●要支援1・2と認定された方・基本チェックリストに該当された方などは

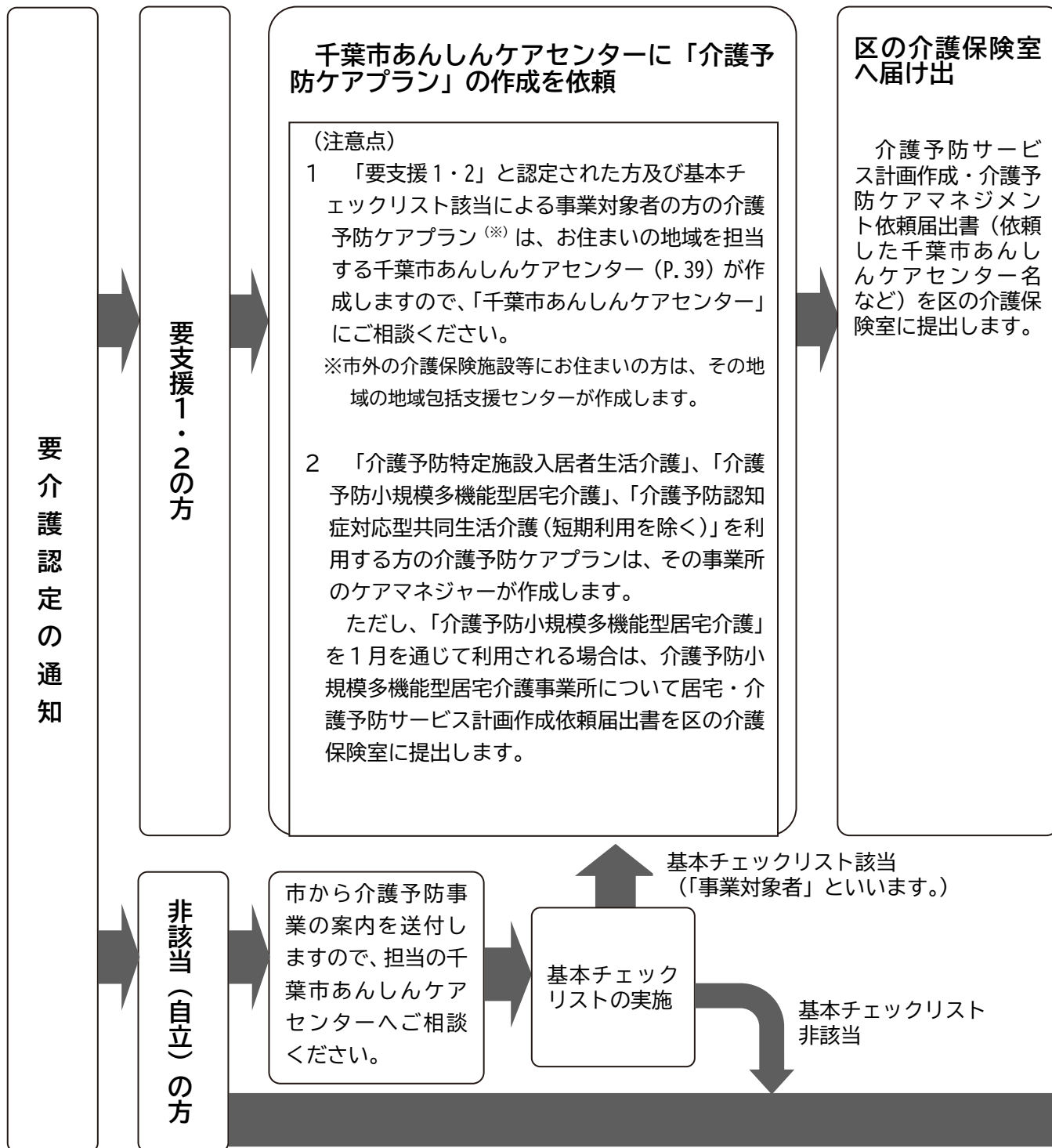
(サービス利用開始までの手続き)

「要支援1・2」と認定された方は、介護予防サービスや総合事業などを利用することができます。

サービスを利用する前に、千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）に依頼し、介護予防サービス・支援計画（介護予防ケアプラン）を作成してください（総合事業のサービスのみを利用する場合を除き、介護予防ケアプランは、本人が作成することもできます）。

※千葉市あんしんケアセンターが居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を委託することがあります。

※指定を受けた介護予防支援事業者に直接依頼することもできます。



内容の確認

(居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を委託した場合)

千葉県あんしんケアセンターで、介護予防ケアプランの内容をチェックします。

なお、必要に応じて事業者に対し、助言・指導等を行います。

「千葉県あんしんケアセンター」とは

「要支援1・2」の方の介護予防ケアプランの作成や、基本チェックリストの該当による「事業対象者」の方の介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、保健福祉センターなどと連携して、高齢者の福祉や介護に関するさまざまな相談に応じるほか、虐待防止など高齢者の権利を守るための支援を行います。

業務の内容は→P. 39

介護予防ケアプランの作成

(ケアプランの作成は、千葉県あんしんケアセンターの担当職員や居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成します)

(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

① 生活機能低下の原因や課題の分析

基本チェックリスト※や本人・家族との面接により、生活機能低下の原因や課題を見えるようにします。

② 介護予防ケアプランの作成

本人や家族と面接しながら、今後の目標を立てて、利用するサービスなどを決めます。

また、内容について、サービス事業者などと話し合います。

サービス事業者と契約

サービスを行う事業者と契約を結びます。

※地域支え合い型(訪問・通所)支援は事業者(団体)との契約はありません。

サービスの利用開始 (介護予防サービス・総合事業)

利用者宅の訪問などにより実施状況を確認します。また、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

一定期間ごとに効果を見て、プランを見直します。

※基本チェックリスト

「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」など生活機能に関する25の質問項目について、ご自分で記入していただきます。

一般介護予防事業を利用

千葉市の主な介護予防事業

- ◆介護予防のための健康教育・相談 (P. 50)
- ◆歯っぴー健口教室～お口からはじめる介護予防～ (P. 50)
- ◆口腔機能健診 (P. 51)
- ◆食事セミナー (P. 51)
- ◆シニアリーダー養成講座 (P. 52)
- ◆ちばし いきいき体操 (P. 52)
- ◆プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室 (P. 53)